

事業報告書

(自 令和3年11月1日 至 令和4年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 八並整形外科・リハビリテーション医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県東彼杵郡波佐見町志折郷2114番地6
- (3) 設立認可年月日 平成 2年11月26日
- (4) 設立登記年月日 平成 2年11月28日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	八並整形外科・ リハビリテーション医院	長崎県東彼杵郡波佐見町志折郷 2114番地6	一般病床 0床 療養病床 0床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 3年12月21日 令和3年度決算の決定
- 令和 3年12月24日 役員の変更 (理事長重任)
- 令和 4年 2月23日 役員の変更 (監事選任)
- 令和 4年10月31日 第33期(自令和4年11月1日至令和5年10月31日)の
事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 八並整形外科・リハビリテーション医院

所在地 長崎県東彼杵郡波佐見町志折郷2114番地6

貸 借 対 照 表

(令和 4年10月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	17,110	I 流 動 負 債	6,710
II 固 定 資 産	44,250	II 固 定 負 債	28,428
1 有 形 固 定 資 産	41,974		
2 無 形 固 定 資 産	184	負 債 合 計	35,138
3 そ の 他 の 資 産	2,092	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	16,222
		純 資 産 合 計	26,222
資 産 合 計	61,360	負 債 ・ 純 資 産 合 計	61,360

法人名 医療法人 八並整形外科・リハビリテーション医院

所在地 長崎県東彼杵郡波佐見町志折郷2114番地6

損 益 計 算 書

(自 令 和 3 年 11 月 1 日 至 令 和 4 年 10 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	70,315
2 事業費用	67,997
本来業務事業利益	2,318
事業利益	2,318
II 事業外収益	2,891
III 事業外費用	1,307
経常利益	3,902
税引前当期純利益	3,902
法人税等	71
当期純利益	3,831

法人名 医療法人 八並整形外科・リハビリテーション医院

所在地 長崎県東彼杵郡波佐見町志折郷2114番地6

財 産 目 録

(令和4年10月31日現在)

1. 資 産 額	61,360 千円
2. 負 債 額	35,138 千円
3. 純 資 産 額	26,222 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	17,110
B 固 定 資 産	44,250
D 資 産 合 計 (A + B + C)	61,360
E 負 債 合 計	35,138
F 純 資 産 (D - E)	26,222

土地及び建物について、該当の欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 八並整形外科・リハビリテーション医院

理事長 八 並 幹 殿

私は、医療法人 八並整形外科・リハビリテーション医院の令和4会計年度（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年12月24日

医療法人 八並整形外科・リハビリテーション

監 事 八 並 信